

令和 5 年第 1 回湧別町議会

定 例 会 会 議 錄

令和5年第1回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和5年3月8日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斎藤健悟、住民税務課長 根子敏男、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 岩佐範行、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 細川徳之、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 大口貢、総務課情報防災グループ主幹 青山賢治、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 近藤康弘、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 秋葉国宏、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、建設課建設グループ主幹 細川聰、出納

課出納グループ主幹 吉松智弘、水道課上下水道グループ主幹 細川聰、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 北林孝之、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 宮坂達也、健康こども課医療グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 出口幹敏、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 尾山弘、教育総務課参事 濱谷順、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宮戸和幸、教育総務課給食センター所長 松浦稔智、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y館長 中島一之、農業委員会会长 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 前川孝一、監査委員事務局次長 蔡悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 前川孝一、事務局次長 蔡悟志

会議に付した事件

別紙日程表に記載のとおり

令和 5 年第 1 回湧別町議会定例会

議事日程（第 1 日）

令和 5 年 3 月 8 日

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5 議案第 1 号	令和 4 年度湧別町一般会計補正予算
日程第 6 議案第 2 号	令和 4 年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 7 議案第 3 号	令和 4 年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 8 議案第 4 号	令和 4 年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 9 議案第 5 号	令和 4 年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 10 議案第 6 号	令和 4 年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 11 議案第 7 号	令和 4 年度湧別町下水道事業特別会計補正予算
日程第 12	令和 5 年度町政執行方針
日程第 13	令和 5 年度教育行政執行方針
日程第 14 議案第 8 号	湧別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 15 議案第 9 号	湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16 議案第 10 号	湧別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17 議案第 11 号	湧別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18 議案第 12 号	湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19 議案第 13 号	湧別町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20 議案第 14 号	湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21 議案第 15 号	湧別町地域公共交通会議設置条例の一部を改正す

- る条例の制定について
- 日程第22 議案第16号 湧別町営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第17号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて
- 日程第24 議案第18号 町道の路線廃止について
- 日程第25 議案第19号 湧別町の区域内に新たに生じた土地の確認について
- 日程第26 議案第20号 湧別町の字の区域の変更について

開会宣言(10:00)

○議長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和5年第1回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付しております日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、下田君、6番、酒井君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る3月3日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

7番、脇坂君。

(議会運営委員長結果報告)

○議長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から3月16日までの9日間とすることにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月16日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして条例9件、予算14件、人事2件、その他4件であります。

また、議会側といたしましては、発議1件、承認2件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますと、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、監査委員から1月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

去る2月9日の令和5年第1回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

2月9日、議会全員協議会が開催されました。

2月17日、産業文教常任委員会が開催されました。

2月20日、遠軽町においてオホーツク町村議会議長会役員会及び定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

2月22日、総務厚生常任委員会が開催されました。

2月26日、文化センターTOMにおいて湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会表彰式が行われ、これに議長が出席いたしております。

3月1日、紋別市及び雄武町において遠軽地区広域組合一般廃棄物最終処分場及びし尿受入れ施設更新計画に係る行政視察が行われ、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

3月3日、遠軽町において遠軽地区総合開発期成会臨時総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

同日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会定例会が開催され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

同日、議会運営委員会が開催されました。

3月5日、遠軽町において自衛隊入隊予定者壮行激励会が執り行われ、これに議長が出席いたしております。

なお、本定例会におきまして広報作成などのため隨時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長　これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長　前回の議会以降における行政上の諸課題についてご報告を申し上げます。

1点目ですが、シンガーソングライター、半崎美子さんの湧別町チューリップ応援大使就任についてでございます。本町では、湧別町の魅力を広く町内外に発信し、知名度及びイメージアップを図るための取組といたしまして、これまでに本町の出身者やゆかりのある方で、スポーツや文化など様々な分野で幅広く活躍されている6名の方を湧別町ふるさと応援大使に委嘱しております。このたび北海道出身でシンガーソングライターの半崎美子さんを新たに湧別町チューリップ応援大使に委嘱させていただきました。昨年のかみゆうべつチューリップフェアで野外ライブをされた際、チューリップ公園の絶景に感激した半崎さんからチューリップをイメージした歌を作りたいとのお話をいただいたことから、本町にとっても町のイメージアップにつながる絶好のチャンスと捉え、作詞作曲をお願いし、1月27日に文化センターさざ波で開催されましたコンサートにおいて披露されました。今後このイメージソング「春を受け継ぐチューリップ」が町民の皆様に愛され、歌い継がれていくことを願うとともに、

半崎さんの活動を通して全国のたくさんの人たちの耳に届き、湧別町の知名度アップにつながることを期待しているところでございます。

2点目は、寄附の採納についてでございます。去る2月13日に前議長である故吉田耕造氏が会長を務められていた沢口産業株式会社代表取締役吉田昌子様と奥様の吉田保子様がご来庁され、故人が生前、またこのたびの葬儀に際し、町に大変お世話になったお礼として、子育て支援に活用していただきたいと200万円のご寄附の申出があり、ありがたく受納させていただきました。ここにご寄附を賜りました沢口産業株式会社様にこの場をお借りしまして厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

3点目は、第37回湧別原野オホツククロスカントリースキー大会についてであります。今回で37回目となりました湧別原野オホツククロスカントリースキー大会を去る2月26日に開催いたしました。本大会は、雪不足や新型コロナウイルス感染拡大の影響で3度にわたり大会の中止を余儀なくされ、今大会は4年ぶりの開催となりましたが、久しぶりの大会の開催にもかかわらず、国内最長の湧別原野80キロコースなど個人6種目と、5人で95キロを走りつなぐスキー駅伝の部と、合わせて総勢675人が出走いたしました。大会当日、午前中は晴天でコンディションも良好な状態でしたが、午後からは天候が所により激しい吹雪となり、視界の悪い中、選手たちは懸命にゴールを目指しました。4年ぶりの大会ということや悪天候も重なり、完走率は湧別原野コースで79.5%となり、前回大会よりも16.2%の減少となりました。全体でも91.3%で6.7%の減少となりました。参加いただいた選手の皆様は、雄大な湧別原野を駆け抜けながら豊かな自然を堪能され、地元ボランティアの皆様との交流も楽しまれ、疲労こんぱいの中、感動と喜びの充実した表情をにじませておりました。最後になりますが、大会開催に当たりご支援いただきました多くの町民の皆様と関係機関の皆様方に心からお礼と感謝を申し上げます。以上、第37回湧別原野オホツククロスカントリースキー大会についてのご報告とさせていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和4年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 暫時休憩いたします。

休憩宣言(10:54)

再開宣言(11:05)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第1号 令和4年度湧別町一般会計補正予算の質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 1点目は、34ページの住民税非課税世帯臨時特別支援に要する経費の中で給付金なのですけれども、当初150世帯を見込んで、実質支給したのは86世帯ということだったのですけれども、非課税世帯の対象者、随分少なくなっているのですけれども、なぜこのように少なくなったのか。これは、該当者というのは町で把握していることだと思うのですけれども、これは該当者に連絡してこれだけ少なくなったのか。それか、個人の申請のみで個人の申請がされなかつたのか、その辺確認したいと思います。

それと、あと42ページの中段ぐらいの(3)の健康づくり事業に対する経費で健康委託料が当初より503万4,000円に減になっているのですけれども、これはコロナだけの影響だったのか、把握していれば伺いたいと思います。

それと、48ページ、町有林管理に要する経費の中で会計年度任用職員が当初5名だったのが、中途で辞められた方もいるということで減になった。金額にしたら530万円なのですけれども、何人辞められて、最終的には何人で管理をされていたのか。減った人数で対応できていたのか。

その3点をお伺いしたいと思います。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 1点目の住民税非課税世帯の給付金の関係でございます。

今回執行残が残っているという部分でございますけれども、当初6月定例会の補正予算におきまして給付対象となる非課税世帯140世帯と、予備を含めました家計急変世帯が10世帯の合計150世帯、1,500万円を予算措置してございました。この140世帯の中には、令和4年1月2日以降の転入世帯の部分が含まれてございまして、この補正予算の時期におきましては、本町では転入世帯の税情報がないということで、どのぐらい非課税対象となるかというのが不明でありましたことから、不足することがないよう、このとき転入世帯80世帯ほどございましたが、この半数程度、40世帯分を見込ませていただきましたが、結果多めに残ってしまったということで、この結果1世帯当たり10万円という給付でもありましたことから、結果的に640万円ほどが残ってしまったということになつてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、実際の非課税世帯の給付金の対象者でございますけれども、実際にうちで把握している部分については、当初予定どおり送付してございまして、その件数につきましては90件を送付させていただいてございます。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 山本議員からご質問のございました健診委託料503万4,000円の減額についてでございます。

現行予算の健診委託料につきましては、特定健診に係る分といたしまして567万8,000円、それからがん検診に係る分といたしまして1,896万7,000円で、合わせて2,464万5,000円の当初予算を計上してございました。

今回減額補正をする主な理由につきましては、がん検診等による検診受診者の実績見込みの減によるものが主な理由となってございます。

令和4年度におきます総合健診の受診者数でございますが、がん検診に係る延べ受診者数は3,701名となっておりまして、前年度が4,188名でございましたので、前年度よりも受診者数が487名減少してございます。

今回の受診者数の減の要因といたしましては、3つほど予想がされてございます。ただいま山本議員もおっしゃられましたように、令和4年度におきましてはやはり町内における新型コロナの影響がありまして、受診控えもあって受診者数が減ったというのが一つの要素となっております。また、2つ目につきましては、乳がん、子宮がん検診についてでございますが、これにつきましては2年に1度の検査ということになっております。令和3年度におきましては396の方が受診されておりまして、例年よりも多かったということで、今年度におきましてはその分307名ということで減少してございます。あと3点目につきましては、胃がん検診の関係でございますが、やはりバリウムを使っての検査ということでございまして、高齢者の方々に関しましては検査後の排便が大変だということで、検査人数が487名と、前年度よりも69名減少しております。これらの要素によりまして、今回500万円の減額補正ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 水産林務課長。

○水産林務課長 町有林作業員の人数の関係ですけれども、当初は予算上5名で計上させていただいておりました。実際に4月から雇用して始まっていくわけですけれども、その段階で1名予定していた方が契約できなかつたので、当初は4名で事業を令和4年度は開始をしております。4名で事業実施していく中で、9月30日付で1名の方が退職をされたということで、その後は3名で12月まで事業を実施したという内容になっております。

それで、対応できていたのかということなのですけれども、もちろん5名と3名ではできる量が違いますので、予定していました直営事業の事業量を調整

しながら対応したということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 10番、山本君。

○10番 非課税世帯の件なのですけれども、把握していたのは当初90名ということだったのですけれども、この90名についてはほぼ皆さんに支給されていたのか、もう一度お伺いしたいと思います。

あと、健診については分かりました。

あと、町有林なのですけれども、最終的には1名中途で、1名退職されたということで、3名で、多少支障はあったのですけれども、行われたということで、新年度予算はこれからなのでしょうけれども、新年度予算にはまた当然5名という人数で進めるような形になるのでしょうか。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 非課税世帯の給付状況でございますけれども、確認書を送付さしあげたのが90件でございまして、実際に支給となった方につきましては86件を支給してございますので、大体95%程度の支給という形になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 水産林務課長。

○水産林務課長 町有林作業員の人数の関係ですけれども、令和5年度、また5名ということで予算を計上しまして、今募集をかけて確保したいということで進めているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 10番、山本君。

○10番 非課税世帯の件なのですけれども、4名が支給を受けられなかつたということなのですけれども、この方たちは申請をされなかったのだと思うのですけれども、それについて町側としては申請されなかつた方に、これは非課税世帯で10万円いただくということは本当に貴重なことだと思うのですけれども、その辺り該当者の方に確認されたのかどうか、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 非課税世帯の支給されなかつた4件の方でございますけれども、当初は非課税世帯ということで担当では把握してございましたが、実際支給の段階となつたときに、本人の修正申告ですとか所得更正によりまして、非課税から課税となつたことによりまして、4件、こちらは不支給という形で取り扱ってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、関野君。

○1番 質疑します。

24ページ、総務費、6目企画費、その中の企画事務に要する経費、そのうち補助金、水道未使用世帯等支援給付金、これが117万4,000円余ってございます。

恐らく役場のほう、水道課ではどんな世帯が自家水を使っているかということはおおよそつかんでいると思いますけれども、そういう人方にこれだけ余ってしまって、結局予算組んだものが使われていないと。非常に余っています。これをどのようにして、何か後から自分たちで方策取ったのか、そのことを水道課、よろしくお願ひします。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 水道課長ということですけれども、担当していますのが企画財政課なものですから、私のほうからご回答させていただきます。

今関野議員からご質問のありました水道課のほうで自家水の人を把握しているのではないかということですけれども、これにつきましては実は補正予算のときにも説明させていただきましたが、役場のほうでは把握できておりません。それで、どれだけの件数があるかというのは、あまり特定できないことから、若干多めに予算を計上させていただきました。

ということから、今回該当になる方については、あくまでも申請されないと役場のほうでは把握していないものですから、今回こういう形で制度を設けて行つたことから、その状況、自家水の利用状況などが把握できたというような側面もあります。

そういうことから、あくまでも事前には件数等とか分からなかつたものですから、若干多めの執行残にはなつてしましましたが、そういう理由ですので、ご理解をお願いいたします。

○議長 1番、関野君。

○1番 これ、事業スタートした後にある程度時間たつてからかわらばん等で周知したのか。こういう制度がありますよ、申請していない方おりませんかという、そういうことをしたのかどうか、その辺お聞きします。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 今再質問にお答えさせていただきます。

かわらばんでの周知方法のご質問ですので、まず当初11月10日号のかわらばんで周知いたしまして、それで議員のご指摘のとおり見逃している人もおられる可能性があるものですから、この件につきましてはもう一度1月10日号に掲載をさせていただきました。それで、1月10日号に載せた途端に、やっぱり追加でされた方がいらっしゃいました。1回ではなかなか見逃してしまう人も、2回載せることによって記事を見られて申請される方もおったということで、町のほうではかわらばんの掲載2回のほか、ホームページ等にも掲載しておりますし、北海道新聞のほうにも11月27日の朝刊の記事に載せていただいておりますので、周知についてはそのような方法で徹底をしたところでございます。

○議長 1番、関野君。

○1 番 今後ともそういう姿勢で、町民側に立った目線で指導等してほしいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和4年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和4年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 令和4年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

福祉課参事。

(福祉課参事提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

8番、小形君。

○8番 12ページの真ん中頃の居宅介護サービス計画等給付に要する経費で300万円増えておりますけれども、また次のページの介護予防生活支援サービス事業に要する経費の負担金として400万円だと増えていますけれども、介護施設等でやられている皆さん、お年寄りになって介護を受けることが多くなっていると思うのですけれども、在宅が増えているという関係で経費が思ったより増えたのか、あるいはコロナがあるので、そのコロナの影響によるものなのか。一般的にお年寄りが増えている影響で、施設を利用しないで在宅をする人がまた増えているという傾向なのか、その辺もしか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 ただいまの小形議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、6目の居宅介護サービス計画等給付に要する経費でございますが、在宅で介護保険のサービスを使う場合には、ケアマネジャーさんが担当することになります。そのケアマネジャーさんの担当した費用がこの居宅介護サービス

計画等の給付ということになっております。300万円を今回追加しましたが、当初見込みより在宅でサービスを利用する方が増えたということでの増加でございますので、まずそれが1つ。

続きまして、次の介護予防生活支援サービス費の400万円の追加でございますが、この介護予防生活支援サービス費というのは要支援の方の、要介護区分の中で要介護と要支援とあるのですけれども、要支援の方のデイサービス事業、またはヘルパー事業の給付費でございます。その要支援の方のサービスを利用する方が見込額より増えてございますので、400万円を追加したということでございますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

コロナの影響でございますけれども、コロナの影響は部分的にある部分となる部分があろうかと思います。施設の入所等に関しましては、例えば順番が来たけれども、コロナの影響で退院ができずに入居が遅れたりということもあったかもしれませんけれども、在宅のサービスに関しましては影響のほうはそれほどなかったと思っております。

以上でございます。

○議長 8番、小形君。

○8番 ケアマネジャーさんの計画のほうが増えたということで、計画よりは増えたのかなという感じはするのですけれども、実際に今の傾向ですね、介護の人が増えていくというか、お年寄り増えていく傾向の中で、思ったよりも在宅の人が増えていっているのかなという感じもしたものですから、その辺を担当者としてどのように把握しているのか、その辺もお聞きしたい。これからは、この傾向がさらに増えていくと、まだまだ思ったよりも増えていったような感じで自分は受け取ったものですから、その辺お伺いしたいと思います。この傾向はどのようにしていくのか、あるいはたまたま一過性のものなのかということも含めてお伺いいたします。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 再質問に対して回答させていただきたいと思います。

居宅介護サービス計画費及び介護予防生活支援サービス費、2つとも共通して言えますけれども、利用者の傾向としましては増えているというふうに思っております。サービスの種類はいろいろあるのですけれども、全体的にサービスを利用したいという高齢者の方が増えている傾向ということで、こちらとしては捉えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 9番、檜山君。

○9番 質問する前に、説明のお願いをしたいと思うのですが、内容を聞いていますと、説明を聞いていますと、それぞれ決算見込みによる増だとか決算見込みによる減というようなことだけで、その内容がよく分からぬのです。

だから、今後説明に当たってもう少し、これだけ使用されていて、今後このくらい見込まれるから増にするのだと減にするとかという内容の部分をもう少し今後説明をお願いしたいというふうに思います。

それで、1点伺います。12ページの居宅介護サービス計画等給付、この300万円の補正でありますが、これは現在どのくらい使用されていて、今後どのくらい見込まれるのか、教えてください。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 檜山議員の質問にお答えしたいと思います。

説明に関しましては、次回からもう少し内容を分かりやすいように説明させていただきたいと思っております。

質問の居宅介護サービス計画等給付に要する経費でございますが、年度当初は3,300人、金額にして4,740万円を見込んでおりましたけれども、見込額としまして3,417名、4,889万2,410円の見込みとなってございますので、ということの増加ということになってございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 9番、檜山君。

○9番 簡単に聞きます。

居宅介護サービス、このサービス、月何件程度利用されていっているのでしょうか。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 居宅介護支援事業分としましては、月大体230件ほどの利用がございます。

(何事か声あり)

○福祉課参事 失礼いたしました。

居宅サービス計画等給付費につきましては、サービスを使った方に対して、その担当ケアマネジャーに支払われる給付費でございます。先ほど言いましたように、月大体平均二百四、五十、大体230件から50件ぐらいの間の利用ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 1番、関野君。

○1番 湧別町介護保険の関係、補正予算で伺います。

これは、どの項目ではなくて、これ見ますと、パラレルに400万円だの500万円だの1,000万円だと、本当に年度当初できちっと積算した見積りをしているのか、それを疑問に思いますので、その辺どうですか。当初予算組むときに、ちゃんと精査されているのかお聞きします。

○議長 福祉課参事。

○福祉課参事 ただいまの関野議員の質問にお答えしたいと思います。

予算を積算する段階で前年度の実績を勘案して、それに基づいて積算をしてございます。ですので、前年度の数字を参考にしてございますので、ぴったりいくということにはなかなかいかないというのが現状でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 1番、関野君。

○1番 これ、補正予算ありきで予算つくっているのではない。きちんとその辺含めて、精査してつくっているのかな。私見ていて疑問に思うのですけれども、あまりにも、400万円、500万円、1,000万円と補正されているので、ちょっと疑問に思いますので、令和5年度におきましてはそういうことがないように、きちんとした中身の中で見積りをして予算を組んでほしいと思いますので、お願ひとして終わります。

○議長 副町長。

○副町長 関野議員のご質問に関しましてお答え申し上げますが、この介護保険特別会計につきましては、ただいま高齢者の方、総じてほぼ下っているという状況ではないのですけれども、ただ先ほど来話題になっております在宅の関係につきましては、国の施策も施設で介護するのではなくて、在宅の中で高齢者の方が生活していただくような社会づくりということで進めているところでもございまして、本町にあっても予算で掲げているとおり、在宅の部分増加しております。

先ほども質問あったのですけれども、毎年、年度年度で予算を計上させていただきますが、昨年の実績に基づいてもちろんつくり上げていくわけで、その中で各状況、高齢者の増加率だとか、そういったものを勘案しながら来年度、この後も令和5年度の予算計上させていただきますけれども、そういったものを積算してつくっております。

ただ、やっぱりその中にあって今回コロナ禍というのももちろん多少は影響あるかと思いますけれども、やはり在宅のほうが伸びているということで、介護サービスの見ていただいたとおり、基本となる総体の事業費が億を超える事業費の中の400万円というような中身だったり1,000万円の減だとかという話でございまして、やはりこれはそのときの状況によって、この程度の動きはやはり出てくる。また、予算については、ある程度不足がないようには、歳出のほうには特にそういうところを見るところでありますけれども、そういう分析を上回る増加が今年はあったということで、そういう結果で今回増減が出ておるということで、この辺は今までやってきた中で通常の範囲であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますし、令和5年度につきましてもそのようなことで見積もっておりますので、併せてお願いしたいと思っております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩宣告(12:02)

再開宣言(13:00)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 令和4年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 令和4年度湧別町簡易水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

1番、関野君。

○1番 教えてほしいのですけれども、聞き取れなかつたので。

歳出の2款、これの1目簡易水道管理費、その中で補償、補填及び賠償金、作物等補償費25万4,000円と言つていましたけれども、説明ありましたけれども、その辺詳しくもう一回聞かせてください。

○議長 水道課長。

○水道課長 関野議員のご質問にお答えいたします。

歳出、6ページの作物等補償費の内容という件でございますが、川西地区の配水管の移設工事、これにつきましては令和4年度の事業で実施してございまして、新年度予算で作物補償費も一緒に組んでございますが、その移設をするためには今の水道管より民地側に入って工事をしなければならないと。そうなつた場合、工事に係る用地を確保しないと工事ができませんから、そのため工事の用地を確保したいと。それで、地権者にお話ををして、ご了解をいただいた上で作物の補償費として予定を組んでございました。予定を組んでございましたが、思ったよりも工事の用地が少なくとも済んだということで今回の減額に至つた次第でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがつて、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 令和4年度湧別町下水道事業特別会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

1番、関野君。

○1番 お聞きします。

10ページ、2項事業費の1目の個別排水処理施設整備事業の関係で、先ほど工事請負費から当初20基見ていたけれども、13基になったと。それは分かったのですけれども、現在湧別町内で個人の住宅等で下水道を利用している人、あと合併浄化槽を利用している人でどのくらい、水洗化というのを普及率何パーセントくらいなのか分かる範囲で、課長、よろしくお願ひします。

○議長 水道課長。

○水道課長 関野議員のご質問にお答えさせていただきます。

下水道事業の特別会計予算は公共下水道事業と、それから集落排水、登栄床地区ですね、それとどこの地区にも入っていない個別の浄化槽と3つございまして、それぞれ別に数字を申し上げますので、ご理解いただければと思います。

まず、漁業集落の排水普及率ですが、人口ベースでお答えさせていただきますと、ちょっと古い数字で恐縮なのですが、令和3年度末の数字でございますが、これで98.9%の水洗化率となってございます。続きまして、公共下水道の普及率、これも人口の下水道接続率でお答えさせていただきますが、令和3年度末で91.6%となってございます。それから、個別排水の浄化槽の普及率でございますが、人口ベースで申し上げますと、54.1%でございます。これらトータルで合計いたしますと、人口比率では80.3%ということになってございます。一応80%というのは、下水道の普及率の目標値となってございますので、その分はクリアされているということで、併せてご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 ここで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、町長より令和5年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長 令和5年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、町政執行に臨む私の基本姿勢と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様、並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町民の皆様をはじめ、町内各方面の方々からの方強いご支援とご理解を賜り、町政の重責を担わせていただくことになってから、2年目を迎えたところであります。

この1年4か月の間、まちづくり懇談会など様々な機会を通じ、町民の皆様との対話を重ね、町政に対する多くの貴重なご意見をいただいてまいりました。

年々、多様化・複雑化する社会にあって、行政が取り組むべき施策や解決しなければならない課題は山積しておりますが、町民の皆様から寄せられた声を施策に反映できるよう、前例にとらわれることなく、スピード感を持って対応してまいりたいと考えてございます。

これからも変化を恐れずに、30年後・50年後の湧別町の未来を思い描きながら、町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を目指し、全身全霊で取り組んでまいる所存であります。

我が国の経済情勢ですが、景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、穏やかに持ち直しているとされ、先行きについては、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されていますが、世界的な金融引き締めなどが続く中、海外経験の下振れがリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約や感染拡大の影響に十分注意する必要がある、とされております。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2022において、コロナ禍からの回復とウクライナ情勢下での当面の対応を示しつつ、新しい資本主義に向けた取組として、課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済の実現を掲げ、官民が協働して重点的な投資と規制・制度改革を中長期的かつ計画的に実施するとしております。

地方財政においては、引き続き行政全般の広域化やデジタル化の推進の検討を進めるとされ、また、従前からの課題である防災・減災対策やインフラ施設の長寿命化、福祉・教育・人づくりなどに係る新たなサービス需要の増加といった様々な課題に対処していくことが求められております。

本町においては、これまで行政改革大綱などにより、持続的で安定的な財政運営の確立を進めており、各年度決算においても、財政健全化比率の4指標全てが健全な数値で推移しております。

令和5年度の予算歳入については、町税の增收見込みや地方財政計画における伸び率を勘案した結果、一般財源を前年度より確保できた内容となっておりますが、先行きは原油価格・物価高騰などの影響により、依然として不透明な状況であります。

このような状況の中もありましても、第3期湧別町総合計画の理念である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、まちづくりの礎となる計画を円滑に推進していくため、限られた財源の有効活用を図りながら、行財政運営全般にわたり厳しく見直しを行うとともに、未来志向の中でスピード感を持って必要な町民ニーズに応えられる財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、令和5年度において、私が取り組む主要な施策の推進につきまして、第3期湧別町総合計画の5つの分野別大綱に沿って申し上げます。

初めに、「安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり」について申し上げます。

定住促進及び住宅環境については、持家奨励応援補助制度によって個人の持ち家を奨励し、特に子育て世代や転入者に対して手厚い支援を行っております。

現在、第2はまなす団地及び開盛第2パークタウンの分譲を進めておりますが、町内全体を見渡し、町有地や民間の空き地の活用を含め、今後における宅地分譲計画を検討し、引き続き定住促進に取り組んでまいります。

さらには、民間資金を活用して賃貸住宅や社員寮の建設を促進するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に公営住宅の整備を進めることによって住宅環境の向上を図ってまいります。

水道事業については、各水道施設の老朽化が進んでいるため、水道事業アセットマネジメント・経営戦略などに基づき、計画的な設備の維持修繕・更新を行い、持続・安全・強靭な水道の確保により、安定供給と健全経営に努めてまいります。

公共下水道及び登栄床地区漁業集落排水施設については、施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画などに基づき、効率的な施設の修繕・更新を図ってまいります。

道路整備については、継続事業である西3線道路を予定しており、当該路線は、道道緑蔭中湧別停車場線から国道238号線に続く主要道路であることから、車道幅員を拡幅し車両などの通行の安全を確保するものであります。

また、新規路線として、開盛北道路及び信部内中の沢道路の改良舗装を行い、通行の安全性と地域の利便性を確保するものであります。

高規格道路旭川・紋別自動車道については、令和3年度に遠軽上湧別道路が新規事業化されていることから、早期着工と、それ以降の新規事業化に向けて、

引き続き期成会とともに要望活動を続けてまいります。

また、南兵村一区以降の延伸を見据え、本町のまちづくりにとって望ましいと考えられる路線、インターチェンジの位置、道の駅など交流拠点の在り方など、交流人口の拡大に向けて検討してまいります。

空き家対策については、本年度を初年度とする第2期空家等対策計画を策定いたしましたので、この計画に基づき、空き家対策を推進してまいります。

不用な空き家の対応については、空き家等除却推進事業の内容を一部見直し、新たな制度において、継続的に除却を推進するとともに、活用が可能な空き家については、新たに空き家賃貸住宅化支援事業及び空き家流通促進事業を制度化して、利活用と流通を図るなど、空き家所有者に対する支援を行ってまいります。

さらに、町が空き家所有者から空き家の賃貸を受け、それを改修し、移住者に対して賃貸する新しい形の空き家の利活用について、モデル的に取り組んでまいります。

交通弱者と言われる児童生徒の通学や高齢者の方々の通院・買い物などの移動手段を確保するため、引き続き町営バスや乗合ハイヤーの効率的な運行に努めてまいります。

また、昨年度から遠軽町及び佐呂間町との共同で進めている遠軽地区3町を対象とした生活路線バスなどの公共交通の将来像を示した地域公共交通計画を策定し、持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいります。

家庭などから排出される一般廃棄物については、自治会や町民の皆様のご理解とご協力により減量化が図られておりますが、今後もごみの減量が進むよう分別の徹底やリサイクル意識の向上を図ってまいります。

また、適切で効率的な収集体制の構築に取り組んでまいります。

現在、遠軽地区広域組合が主体で進めている新たなリサイクル施設及び最終処分場の整備について、遠軽町・佐呂間町とともに継続して整備を進めてまいります。

防災対策については、いざというときのために日頃から災害に備えておくことが重要であり、防災に対する知識や能力を身につけてもらうことを目的とし、毎年小中学校の児童・生徒を対象に実施している1日防災学校について、より多くの学校に取り組んでいただけるよう、本年度から新たにNHK北見放送局に協力を依頼し、内容の充実を図り、学校における防災教育を推進してまいります。

また、昨年12月の大雪の影響による大停電を経験し、災害が大きくなればなるほど、自助・共助が大きな役割を果たすということを再認識したところであり、地域の防災力の強化のため、引き続き自主防災組織の設立及び活動に対す

る支援を行ってまいります。

交通安全対策については、町民の皆様や関係機関などと連携を図りながら、交通安全週間に合わせて街頭指導やセーフティーコールなどの活動に取り組んでまいりました。

昨年12月2日に町内における交通事故死ゼロ500日を達成したことから、新たな目標を700日に設定し、さらなる交通事故抑止に向け、町民の皆様や関係機関と一緒に、交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

情報通信対策については、国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、自治体システムの標準化や行政手続のオンライン化などに計画的に取り組み、町民の利便性の向上及び行政事務の効率化による行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

そのためには、デジタル社会のパスポートとなるマイナンバーカードが今後必要不可欠なものになってきますので、引き続きカードの利便性の向上や安全性の理解促進に向けた広報活動と利活用のシーンの拡大を推進し、町民の皆様がデジタル化の恩恵を享受できるよう努めてまいります。

再生可能エネルギーの普及、拡大に伴い、太陽光発電の普及が進み、一部の自治体においては、自然環境・町並み・景観の悪化などの問題が生じており、全国的に太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定している自治体は少なくありません。

のことから、本町においても、国が進める脱炭素社会の実現と、それに伴う太陽光発電設備の設置拡大に対応し、町民の安全や地域、自然を守り、地域と共生する太陽光発電設備の普及及び適正な設置を推進することを目的とした独自の条例制定に取り組んでまいります。

また、環境性能に優れた電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及に必要不可欠な急速充電器を道の駅かみゆうべつ温泉チューリップの湯に設置するなど、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロを目指し、ゼロカーボンシティの令和6年度宣言に向けて、脱炭素の取組を進めてまいります。

次に、「豊かな自然と産業がともに息づく活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

農業については、農業関係者のご努力はもとより、えんゆう農業協同組合及び湧別町農業協同組合による農業施設の近代化などによって、生産性の高い経営を展開し発展してきましたが、年々農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、より一層両農業協同組合との連携を深め、農業振興策を推進していかなければなりません。

近年、酪農の規模拡大が進み、飼養頭数の増加による家畜排せつ物の処理と

活用が課題となっていることから、この課題の解決と再生エネルギーの利活用を目的として、令和2年度にバイオマス産業都市構想を策定いたしました。本構想を基本として、持続性のあるバイオマス産業の構築と環境に優しく災害に強いまちづくりを推進してまいります。

漁業については、近年、主力の外海ホタテガイが好調で、今後ともつくり育てる漁業の推進と漁業生産の安定確保に向け、湧別漁業協同組合と連携を図り、漁業振興策を推進してまいります。

昨年度着工した湧別漁業協同組合が建設するほたて玉冷加工場は、本年度の完成に向け順調に工事が進んでおり、引き続き支援を行ってまいります。

漁港の整備については、施設の安全性及び機能を長期にわたって維持するため、湧別漁港及び芭露漁港の航路のしゅんせつ、登栄床漁港の物揚げ場及び道路の補修、サロマ湖漁港第2湖口の防氷施設の改良などを実施する計画でありますので、必要な地元負担を行うとともに、引き続き漁港管理者である北海道に対し、適正な維持管理を要望してまいります。

林業については、森林所有者が高齢化や不在村化などにより森林（やま）づくりへの意欲を失い、森林（やま）離れが進んでいることから、その改善に向けて、遠軽地区森林組合や林業関係団体などと連携を図りながら、私有林の整備及び森林整備を担う林業関係団体の人材確保に対する支援を継続してまいります。

オホーツク管内一の面積を誇る町有林については、その6割を占める人工林の半分以上が利用期を迎えており、本年度はカラマツとトドマツ合わせて約43ヘクタールの皆伐を計画しております。今後とも、町の貴重な財産として後世に残せるよう「植えて、育てて、伐って、また植える」循環型の森林経営を推進してまいります。

商工業の振興については、道内経済に目を向けてみると新型コロナウイルス感染症拡大の影響が和らぐ中で、個人消費は持ち直し傾向にあります。一方で、国内外における経済・物価動向など、依然先行きが不透明な状況にあることから、北海道が行う事業者等事業継続緊急支援金の上乗せとして給付金を給付するなど、中小企業に寄り添った支援について、継続的に取り組んでまいります。

また、町と商工会がそれぞれの役割分担の下、町内事業者の持続・発展に向けた取組について、相互に連携を図りながら検討を進めてまいります。

さらに、昨年、商工会で実施し多くの参加者に非常に好評でありました愛町購買事業については、町内における新たな消費喚起にもつながることから、引き続き支援してまいります。

町内の各市街地では、人口減少や大規模店の影響を受けた購買力の低下、高

齢化による後継者不足によって、商店や飲食店の閉店が進んでいるため、町なかのにぎわい、空間づくりなど中心市街地の活性化について検討してまいります。

観光振興については、ウィズコロナが一層進み、外食やイベントなどのサービス消費を中心に持ち直しが見られ、インバウンド消費が徐々に回復していくことが期待される中で、チューリップ公園をはじめ、町内観光施設の魅力度向上や観光情報発信の充実を図ってまいります。

また、町内観光施設のほとんどが指定管理者による管理運営を行っておりますが、新型コロナウイルスの影響も重なり厳しい運営状況となっていることから、公共施設再配置実行計画の推進と並行し、今後の観光施設の在り方や機能について総合的に検討してまいります。

近年、新型コロナウイルスの流行による働き方改革などによる地方への関心の高まりなどから、テレワークやワーケーションへの注目が高まっております。

このため、ウィズコロナに対応し場所に縛られない自由な働き方を支えるため、文化センターTOM内にコワーキングスペースを整備するとともに、町内宿泊施設や移住体験住宅を利用する町外の企業・団体の従業員や個人事業主に対する支援を新たに制度化いたします。

さらには、ピースフルスクールの導入により培った保育事業や、恵まれた自然に触れることができる保育環境を全国に発信し、保育園留学の受入れを進めなど、交流人口、関係人口の拡大につなげてまいります。

産業団体による連携体制を強化するため、湧別町産業間ネットワークを組織し、団体間の情報共有や町外への情報発信、地域資源の認知度向上に取り組んでおります。

本年度においても、引き続き構成団体との連携強化を図り、地場産品の消費拡大、効果的な特産品及び観光PR、地域おこし協力隊の活動支援に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊については、現在2名の隊員が活動中であります。そのうちの男性隊員が昨年4月から鹿肉ジビエの担い手としての事業承継に向け準備を進めておりまので、この隊員が安定した経営ができ、町内においてジビエ事業を継続できるよう支援してまいります。

また、商工業者の高齢化や後継者不足による廃業により、今後、町内において不足業種の発生が予測され、基幹産業をはじめ地域にとって大きな痛手となることから、担い手としての地域おこし協力隊の採用に向けて取り組んでまいります。

次に、「誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり」について申し上げます。

町民の皆様が健やかで安心して暮らしていくためには、健康が基本であります。

総合健診や予防接種をはじめとした各種保健事業を実施し、町民の皆様の健康維持に向けた活動を継続してまいります。

国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを本年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げるなどを決定し、併せて、3月13日から5月7日までの期間、マスクの着用を個人の判断に委ねるなど感染症対策の基本的対処方針について抜本的な見直しを行いました。このことを踏まえ、本町職員の対応につきましては、国及び道の方針を基本としながら、来庁者対応時には、マスク着用を継続することとしました。

また、本年4月1日以降のワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず全額公費負担を来年3月末まで継続することが決まりましたが、詳細は現在検討中であり、今後の国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

地域の医療を守り続けることは、町の重要課題の一つであります。2次医療機関である遠軽厚生病院をはじめ、ゆうゆう厚生クリニックに対しまして、各種支援を継続するほか、医師や地域医療体制の確保に向けて、関係団体と連携しながら、国や北海道への要請活動を継続いたします。

また、町内で唯一、入院病床を有する曾我病院に対しまして、令和3年度より入院病床の維持に係る費用の一部を財政支援しておりますが、長引くコロナ禍で患者が戻らず、依然厳しい経営状況にあることから、本年度より地域医療維持費補助金の交付額を大幅に増額いたします。

障害者福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付サービスなどの適切な提供に努めるとともに、障害のある方々が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう継続して各種事業を実施してまいります。

また、町内の障害者福祉サービスを行う特定非営利活動法人に運営を委託しております、地域活動支援センターにおける利用者の利便性向上のための施設整備について、引き続き支援をしてまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業の対象となる65歳以上の高齢者は、本年1月1日現在、3,173人で、前年同時期より65人減っておりますが、高齢化率は0.3%増の39.2%と年々上昇しております。

このような中においても、高齢者の方々が持てる力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう介護事業所や医療機関などと連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び健康維持を図るため、介護予防事業や老人会、サロンなど高齢者の社会参加を促進してまいります。

子育て支援については、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育

て世代包括支援センターを支援拠点とし、認定こども園や保育所、子育て支援センターなど母子関連施設と連携を図りながら、子育て各期に応じた相談、サービス情報の提供を行い、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう子育て環境の充実に努めてまいります。

母子保健事業については、近年、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくないことから、乳幼児健診や相談事業のほか、保健師による家庭訪問などを通じて、妊娠期から出産・子育て期にわたり、困難を抱える妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型支援を実施いたします。

また、本年1月から開始した出産や子育てに係る費用の一部を助成する、出産子育て応援給付金事業については、国の支給方針に基づいて継続して実施いたします。

町民憩の広場の噴水施設を子供たちが水遊びできるフラットな噴水に改修するとともに、小さなお子さんを持つ保護者からの要望が多かった複合遊具を整備することで、憩の広場が子育て世代の交流の場として魅力ある公園となることを期待するものであります。

結婚を希望する若い世代に対し、新生活のスタートに向けた新居の取得や改修、家賃費用などの一部を助成する、結婚新生活支援事業については、国の支援方針に基づいて、新婚世帯の所得要件や補助上限額を拡充して実施いたします。

幼児教育・保育については、老朽化した芭露保育所の改築に向け基本設計を実施いたします。

また、公私連携幼保連携型認定こども園と町立認定こども園、町立保育所の3施設において、町内の子供たちが必要なときに教育・保育が受けられるよう環境の充実に取り組んでまいります。

次に、「豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育については、小中一貫教育推進のため全町で義務教育学校の導入を進めており、本年4月に町内2校目となる義務教育学校ゆうべつ学園を開校いたします。

残る上湧別地区についても、令和7年4月開校に向けて、新校舎として活用する現在の上湧別中学校の増改築工事を本年度から2か年で実施いたします。

湧別高校については、昭和28年に「地域の子どもは地域で教育する」という理念により、当時の上湧別村と下湧別村が組合立の高校として設置し、本年で創立70周年を迎える伝統を誇ります。

近年、少子化の影響によって入学者数の減少が続き、1学年2間口確保を至上命題として、中高一貫教育の推進、高校存続対策事業により入学者や在校生

への支援を行ってまいりました。令和2年度には、本町のほか北海道教育委員会、町内産業団体、地域住民及び北海道大学などとの協働体制を構築し、同校の魅力化に取り組んできたところであります。

また、令和5年度においては、eスポーツ部の新設、ソフトテニス部の復活などの対策を講じ、入学者を募集しておりますが、全学年が1クラスになる見込みであることから、令和6年度入学生については、全国から募集することとし、オンラインや対面での学校説明会を開催して同校の魅力を発信してまいります。

さらに地域資源を生かした産業コースの導入、学力向上対策など、できる限りの施策を取り入れながら、地域の皆様や高校教職員とともに、持続可能で魅力ある学校づくり、存続対策に取り組んでまいります。

文化センターTOMについては、プライベート空間を確保しながら憩いのスペースとしてロビーの木質化を実施いたします。

また、五鹿山スキー場の安全対策のためにオホーツクコースを拡幅し、町民の皆様が安心して利用しやすいスポーツ環境の整備に努めてまいります。

なお、教育委員会の所管行政に関する方針については、この後、教育行政執行方針において、教育長より詳細を申し上げます。

国際交流については、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、公式訪問団の派遣延期や中高生交流事業の中止など友好都市との相互訪問が途絶え3年が経過いたします。

この間、世界各国ではコロナとの共生が進み、一部の国や地域を除いて水際対策の緩和が進んでおります。

のことから、延期しておりましたニュージーランド・セルウィン町との友好都市提携20周年記念公式訪問について、議会議長及び国際交流推進委員とともに、本年11月に実施したいと考えております。

次に、「町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり」について申し上げます。

自治基本条例に基づいた町政運営を職員と一丸となって進めていくとともに、昨年8月に設置した自治推進委員会により、本条例の点検・見直しの検討を行ってまいります。

地方自治運営の基本原則である最小の経費で最大の効果を上げるため、令和3年度に策定した第3次行政改革大綱に基づき、事務・事業の実施プロセスや成果の検証を行い、事務の改善・効率化を図るとともに、行政改革推進委員会による行政評価を実施してまいります。

懸案でありました役場庁舎集約については、昨年6月より庁舎等検討委員会においてご協議いただき、先般、答申を受けたところであり、それを踏まえ町

としての方向性をお示しし、本格的な協議をスタートしたいと考えてございます。

今後は、限られた時間の中で具体的な庁舎の検討を行うため、町民による検討委員会で協議を進め、さらに並行して議員の皆様とも協議を重ね、これまで同様に情報をオープンにした中で、庁舎の集約を進めてまいります。

また、集約による行政の効率化を図る一方、質の高い行政サービスに的確に対応するため、北海道へ職員を継続派遣するとともに、さらに、文部科学省に職員を派遣する新たな取組を実施し、時代に即した人材育成を図ってまいります。

広報活動については、ホームページと広報ゆうべつを活用しながら効果的・効率的に地域の魅力から身近な情報まで幅広く分かりやすい情報発信に努めています。

広聴活動については、町長とのふれあいトークや地域担当スタッフ制度、まちづくり懇談会、町長への手紙など様々な意見提出機会を提供し、町民の意見要望の出しやすい環境を整えてまいります。

本年1月にチューリップ応援大使に委嘱しましたシンガーソングライターの半崎美子さん作詞作曲による本町のイメージソング「春を受け継ぐチューリップ」を防災スピーカーから、また、同じくふるさと応援大使の小泉潤弥さんが作曲したメロディーをパッカー車から流し、町のイメージアップを図ります。

まちづくりの基本は、地域づくりであり、町民にとって身近なまちづくりの参加方法は、地域コミュニティの代表である自治会への参加であります。

しかしながら、高齢化や担い手不足、コロナ禍によって住民同士のつながりがますます希薄になりつつあり、地域活動の存続が危ぶまれております。

このため、地域住民が主体となって地域の魅力、地域の課題や困り事を見る化し、その課題解決を皆で考え、今後の自治会活動に生かすことを目的に、昨年度、東町、川西、芭露、上芭露の4自治会が、地域の活性化計画の策定に取り組んでくださいました。

本年度においては、4自治会以外への広がりを期待しておりますし、町としても地域の皆様とともに、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

また、町内には中国やベトナムなど180人余りの外国人が生活しており、基幹産業を支える重要な担い手となっております。

のことから、外国人の方々が安心して日常生活を送ることができるよう、日常生活においてどのようなニーズをお持ちなのかを把握しながら、本町における多文化共生の地域社会について検討を進めてまいります。

チャレンジデーについては、運動・スポーツ、健康づくりの習慣化、きっかけづくりが目的であります。

旧町では、それぞれ「生涯スポーツのまち」「健康づくり推進のまち」を宣言し、町民の運動・スポーツ、健康づくりに対する意識の向上に取り組んできたところであり、その意識は非常に高いと考えてございます。

本年度においても、実行委員会構成団体との協働によって、スポーツや健康づくりを通じた住民の連帯感、チャレンジデーへの参加機運の醸成に取り組んでまいります。

ふるさと応援寄附については、本町の魅力に対する寄附者の評価と考えております。このため、本町の地域資源を生かした魅力ある返礼品を提供できるよう、産業団体や商工業者などとの連携協力体制を強化してまいります。

広告宣伝・PRについては、引き続き首都圏や関西圏での新聞広告掲載、デジタルアプリの活用、寄附受付ポータルサイトの充実など、本町の魅力発信に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと応援寄附については、本町が実施するまちづくりの重要施策を対外的に発信するとともに、私自らもトップセールスによるPRを行うなど、私の熱い思いを町外企業の皆様に共感いただき、応援いただけるよう取り組んでまいります。

eスポーツは、性別、年齢、ハンディキャップ、国籍などの垣根を超えて、誰もが一緒にスポーツをする、みることができるツールであるとともに、競技人口は1億人以上とも言われ、福祉、教育、国際交流、観光振興など他分野にわたる地域課題の解決策の一つの手段として注目を浴びております。

このことから、eスポーツを推進する環境づくりを構築し、eスポーツに対する住民理解を深め、町民・世代間交流の機会提供、教育、健康づくり、介護予防での活用、さらには、町なかのにぎわい創出や地域活性化など、eスポーツを活用したまちづくりについて、ステップを踏みながら取り組んでまいります。

本年度においては、eスポーツ機材を文化センターTOMに整備するとともに、湧別高校魅力化事業の一環として新設されるeスポーツ部に対する支援、屯田七夕まつりでの体験会、小中学生向け講座の実施に要する経費について予算を計上してございます。

新年度予算は限られた財源と我が町の保有する資源を有効に活用し、町民の福祉向上を最優先と考え、住民生活の安定と町の持続的発展に向け、将来を担う町の宝である子供たちの健全育成と産業の振興などを重点に編成いたしました。

歳入のうち、主要な一般財源であります町税については、町民税に営業所得の増が見込まれることなどから、町税全体では、前年度当初予算に比べ、2億1,950万円増の13億8,940円を計上いたしました。

地方交付税については、単位費用などが明らかになっていないなど不確定要素も多いところであります。また、国の配分総額が前年度より1.7%増加となるものの、町税収入の増加による減額なども見込まれ、普通交付税については、前年度当初予算から比較してプラス0.5%、2,000万円増の37億円と見込み、特別交付税と臨時財政対策債を加えた、実質的な地方交付税全体では、前年度比0.3%減の39億5,000万円を計上いたしました。

なお、地方債については、財政の健全化を考慮し、地方財政措置が有利なものを選択しているところであります。

一方、歳出においては、公共施設や道路などのインフラ施設の老朽化に伴う維持補修費の増大などのほか、また玉冷加工場整備事業や遠軽地区広域組合負担金で計上しているマテリアルリサイクル推進施設整備事業などの大型事業実施に伴い、歳出総額は前年度当初予算に比べ5億2,600万円増の102億3,600万円となり、本年度も不足する財源は基金に頼らざるを得ず、財政調整基金から2億100万円を繰り入れし、收支の均衡を図らせていただきましたが、本町の地場産業の振興と地域の活性化、持続可能な社会の実現に向けて、財政の健全化に配慮しながらも積極的な予算編成に努めたところであります。

なお、予算編成内容については、各会計予算書によりご説明申し上げますのでご理解願います。

令和5年度における各会計の予算については、

一般会計	102億3,600万円
国民健康保険特別会計	15億1,110万円
後期高齢者医療特別会計	1億6,370万円
介護保険特別会計	11億4,100万円
水道事業会計	2億5,940万円
簡易水道事業特別会計	7,970万円
下水道事業特別会計	4億430万円
7会計 合わせて	137億9,520万円

となりました。

以上、令和5年第1回湧別町議会定例会に当たり、町政執行に臨む私の基本姿勢と主要施策の概要について述べさせていただきました。

私たちには、先人たちが幾多の困難に立ち向かい、守り育ててきた豊かな自然環境や、築き上げてきた歴史・文化を次の世代へ引き継いでいく責任があります。

人口減少・少子高齢化など地方を取り巻く環境が厳しさを増す中にあっても、誰もがここに住んでいてよかったですと実感できる魅力的な町であり続けるために、町民の皆様とともに、第3期湧別町総合計画に掲げるまちづくりの将来像

「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現に向けて、本計画に掲げる施策を着実に実行してまいりますので、町民の皆様、並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、令和5年度の町政執行方針といたします。

○議長 これで町政執行方針は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩宣言(14:08)

再開宣言(14:20)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、教育長より令和5年度教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

教育長。

○教育長 令和5年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が人々の生活に大きな影響を与えたことにより、人工知能や仮想空間技術など既存の価値観や枠組みを覆す革新的な情報技術の利用が進み、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしております。

このような背景の中で求められる教育の使命は、どのような社会変化にも柔軟に対応しつつ、未来を自ら判断し行動できる生きる力を備え、社会に生かすことのできる人材育成であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を、知・情・意・体・郷土と定めて、子供たちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人一人が、心の豊かさや生きがいを持ち生活するために、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考え方の下、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力を育む
 - 2 自他を尊重し、共に支える豊かな心を育む
 - 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心を育む
 - 4 健やかな体と生命を尊ぶ心を育む
 - 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を育む
- 5つの教育目標を制定し、令和5年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第1は、「小中一貫教育の推進について」であります。

優れた教育環境を確保するため、町内全域で小中一貫教育の導入を進めてお

り、本年度は湧別地区に本町2校目となる義務教育学校ゆうべつ学園を4月に開校させるとともに、前期課程用の屋内体育館を建設いたします。

また、上湧別地区については、4つの小学校と1つの中学校を廃止して施設一体型義務教育学校を令和7年4月に開校することいたしました。このため校舎は上湧別中学校を活用して整備することとし、本年度から2か年で増築校舎を建設し、既存校舎の改修工事を令和6年度に実施してまいります。

第2は、「学力向上の取り組みについて」であります。

全国学力・学習状況調査の結果が全国平均並みとなっており、これまで実施した湧別小学校を核とした湧別町型学校力向上事業の効果が表れています。

また、北海道大学大学院教育学研究院の支援により、中学校での学びの共同体の授業スタイルによる学力向上を進めております。

本年度は、これらを全ての学校に普及させるため、湧別町学校力向上プランを作成し、これを各学校と連携することで、町内全体の学力向上を図ってまいります。

第3は、「ICT教育について」であります。

令和3年度から利用開始したGIGAスクール・タブレットパソコンは、日常的に授業で活用しているほか、複式学級の授業での活用や他校とのオンライン授業、あるいは新型コロナ感染症でのオンライン授業など、様々な場面で利用が進んでおります。

本年度は、各学校での利用実態を調査し、その中から特に学習効果が高い活用方法を町内の全学校で情報共有し、ICT機器の利活用を図ってまいります。

第4は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

新型コロナウイルス感染症の対策については、引き続き国の対応ガイドラインや衛生管理マニュアルに基づく対策を取りながら、学校行事等の平常化を進めます。また、オンライン授業やタブレット持ち帰りなど学びを止めない対策を行ってまいります。

登下校の安全確保については、湧別町通学路交通安全プログラムに基づき、地域や警察・道路管理者と連携して安全確保に努めてまいります。

本年度から法律改正により全ての自転車利用者を対象にヘルメット着用努力義務化となるため、ヘルメット購入補助金の対象者を中学生まで拡大し、児童生徒の安全確保を図ってまいります。

第5は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

豊かな心を育むため、道徳授業や集団生活のルールを指導するとともに、運動の習慣化や規則正しい生活、スマートフォンやゲーム依存の防止なども指導することで、心と体が調和した優れた人格形成を図ってまいります。

いじめや不登校については、早期発見と素早い対応に努め、家庭や関係機関

と連携して早期解決を図ってまいります。

第6は、「特別支援教育について」であります。

支援を必要とする児童生徒個々に応じた支援を行うため、通級指導教室をゆうべつ学園に設置し、ここを拠点として他校へ教員が巡回して通級指導を実施いたします。

あわせて各学校に特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、関係機関との連携を図り適切な支援を提供してまいります。

第7は、「部活動の地域移行について」であります。

国が進める部活動の地域移行は、学校教育の一環として行われてきた中学校の部活動を社会教育として行う地域クラブ活動に移行するもので、少子化が進む中将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するものであります。

国のガイドラインでは本年度から3年間の改革推進期間中に、休日の部活動を地域移行することを目標にしておりますが、地域移行が難しい場合は、学校部活動を継続しつつ外部人材の導入による地域連携を進めることが求められております。

このため、本町の地域移行の在り方について、本年度から検討を開始いたします。

第8は、「中高一貫教育について」であります。

町内中学校・義務教育学校後期課程と湧別高校で行う中高一貫教育は、キャリア教育を連携の柱として平成17年度から実施しております。しかし地元中学生の湧別高校への進学率が低く伸び悩んでおり、事業内容の見直しが必要となっております。

そのため中学生にとって魅力ある中高一貫教育としなければなりません。

このため、これまでのキャリア教育をベースとしながら、大学入試での総合型選抜の対応や社会人としての地域参画力の育成など新たな視点を加えるなど、本年度から中高一貫教育の見直しを行ってまいります。

第9は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校の魅力化と入学者の増加を図るため、北海道湧別高等学校存続対策事業を継続して実施してまいります。本年度は新たにソフトテニス部とeスポーツ部を設置するため、これに必要なテニスコート整備費用を支援するとともに、eスポーツ部の活動場所とするため文化センターTOMにゲーミングパソコンを設置いたします。

また、令和6年度から全国募集をするために必要な広報活動経費などに支援を行ってまいります。

第10は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育については、英語検定資格の取得を目指す、英検チャレンジ事業の対象学年を拡大して実施いたします。

また、友好都市であるニュージーランドのセルウィン町及びカナダのホワイトコート町と行っている中学生・高校生の交換留学事業と相互交流事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間中止となっていましたが、本年度はニュージーランドへの派遣を実施する予定であります。

第11は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身につけるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、賄材料費の高騰が続いているますが、昨年同様に据置き、1食当たり小学生247円、中学生285円で提供してまいります。

第12は、「社会教育の振興について」であります。

社会教育では、「人、自然、ふるさとから学び、地域とともに生きる」をテーマとして、本年2月に策定し本年度を初年度とする、第3次社会教育中期計画に基づき、町民の皆さんのが地域で相互に学び合うことにより、豊かな人間性を育み、その力を地域で発揮できるよう、それぞれの分野における取組を進めてまいります。

家庭教育については、全ての教育の原点であり、子供たちの健やかな成長を育む基礎となるものですが、近年、核家族化や地域でのつながりの希薄化などを背景とした家庭教育における様々な課題が指摘されております。

このため、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことのないよう、親子で気軽に集い、交流を図る機会として従来の家庭教育研修会の実施方法を見直すとともに、子育て世代包括支援センターと連携を密にし、情報提供や相談体制の充実を図ってまいります。

青少年教育については、小学校高学年を対象とした、湧ゆう湧くわく体験塾や児童宿泊研修会で、地域の人材を活用しながら、自然体験やスポーツ体験、ボランティア活動などを行い、豊かな人間性を育み、コミュニケーション能力を高めながら成長を促す取組を推進してまいります。

また、少子化に伴い、子ども会の活動が年々少なくなっていることから、全町的な子ども会事業を実施する青少年指導センターを支援することで、地域子ども会事業を補完するとともに、中高生リーダーの養成にも努めてまいります。

青年団体協議会は全町的な青年組織ですが、会員不足などの課題も抱えており、職種を超えた仲間づくりや、地域の青年組織の結びつきを深める自主的な取組に対して支援してまいります。

成人教育については、成人期は、家庭はもちろんのこと、地域や職場、サークルなどで中心的な役割や責任を担うとともに求められる時期でもあります。そのため学習領域も生活や職業上に加え、福祉や健康、地域活動など多岐にわたります。

このことから、町民大学やふるさと講座などを開催している社会教育関係団体への支援のほか、生涯学習振興奨励事業補助金により、自ら企画実施する自主事業を支援するとともに、町民の学習機会の充実に努めてまいります。

高齢者教育については、令和4年度から実施している活動意欲の高いアクティブラジニアをターゲットにした3か月ごとの短期学習事業の拡充を図るとともに、チューリップ生きがい大学での学習と交流機会の提供を継続し、高齢者の学びを支え、生きがいのある充実した生活につなげていただけるよう支援してまいります。

社会教育施設につきましては、生涯学習活動の拠点となる施設でありますので、指定管理者と連携を密にしながら、町民が気持ちよく利用できる施設の管理運営に努めるとともに、安心安全に利用できるよう計画的な整備を図ってまいります。

文化センターTOMでは、木材を活用したオリジナルのテーブルやパーテーション、椅子などを製作・設置することで、木の持つ優しさ温かみを最大限に生かし、町民が気軽に集い、楽しく過ごせるよう、憩いのスペースとして整備してまいります。

文化センターさざ波では、大ホールの舞台つり物装置について、老朽化に伴う故障や事故を未然に防ぐため、計画的な改修整備を実施いたします。

五鹿山スキー場では、オホツクコース沿いの樹木の一部を伐採し、ゲレンデを拡幅することで、利用者の安全を確保し、利便性を図ってまいります。

第13は、「スポーツの振興について」であります。

心身ともに健康な生活を営むためには、生涯にわたって誰もが体力や年齢に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間中止を余儀なくされたサロマ湖100kmウルトラマラソンや上野カップ少年少女柔道大会などのスポーツ大会のほか、住民参加型のイベント、チャレンジデーを開催し、町民の健康増進や生涯スポーツの推進に努めてまいります。

体育協会をはじめスポーツ少年団などの団体育成につきましては、五鹿山マラソン大会や町民スケート大会など活動の支援を図るとともに、スポーツ指導者の育成に努めてまいります。

また、体育館を活用して利用者個人に合ったトレーニング指導や運動教室を通じて、気軽に運動に親しむきっかけづくりに努め、町民の体力づくり、健康

づくりの推進に努めてまいります。

さらに、各種団体活動や少年団活動において優秀な成績を収め、全道大会などへ出場する際の支援について、継続的に実施してまいります。

第14は、「芸術文化の振興について」であります。

芸術文化は、人の感性を豊かにし、日々の生活に潤いをもたらすとともに、地域や町民の連帯感を深める上で大きな役割を果たすものであります。

本年度においても、子供から大人まで幅広い年代に対して優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、良いもの見よう聞こう会などの町民有志団体により、芸術性だけでなく娛樂性に富んだ芸術鑑賞会を企画実施いただいているので、今後もこれらの団体の支援に努めてまいります。

また、本年度から取り組むeスポーツについて、文化センターTOM内に設置する専用機器を活用して小中学生向けのeスポーツ講座を開催し、新しい生活文化に接する機会を提供してまいります。

また、文化連盟をはじめとする文化サークルの活動を継続的に支援し、豊かな人間性を育む芸術文化の普及振興に努めてまいります。

第15は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

ふるさと館JRY・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。

また、本年度も学校教育との連携による体験型学習プログラムの提供や展示などを継続し、町民が歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

平成30年度より実施している北海道指定史跡シブノツナイ竪穴住居跡の発掘調査を継続し、専門家による調査検討委員会の開催、出土資料の科学分析などを行い、遺跡の範囲や年代などについて確認してまいります。

第16は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子供の読書活動を推進する取組をまとめた計画であります、子どもの読書活動推進計画は本年度から第2次計画が始まります。この計画に基づき、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働による読み聞かせ会などの読書機会の提供を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

以上、令和5年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げました。

教育委員会では、町民が生涯学び続ける環境づくりのため、一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆様及び町議会並びに教育関係者のご理解と

ご協力を心からお願いを申し上げ、令和5年度教育行政執行方針といたします。

○議長 これで教育行政執行方針は終わりました。

日程第14、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 湧別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 湧別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 湧別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

3番、加藤君。

○3番 1点質問させていただきます。

現在本町において認可を受ける家庭的保育事業者っていうのでしょうか。

○議長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

現在認可をしている家庭的保育事業者は、本町内にはございません。ですの

で、この規定につきましては新規に認可の申請があったときのため等に規定しておるものでございます。

○議長 3番、加藤君。

○3番 先ほどの条例改正もそうなのですけれども、基準が改正することによって条例改正するのですよね。なぜこの基準が変わったのか。そこら辺の説明してください。

○議長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 基準の改正の理由についてのご質問でございます。

今回の基準の改正の内容につきましては、まず連携施設の確保の適用除外については、連携施設の確保の適用除外することによって家庭的保育事業の供給を増やして、2歳未満児への保育の量を供給できるようなことで国の基準が改正されているということでございます。

安全計画の策定について義務づけということにつきましては、こちらについても児童福祉法が改正されたことによりまして、安全に係る国の基準についてはすぐに町が基準を反映して児童の安全について配慮するように規定をするべきであるということで基準が改正されているところでございます。

自動車の運行の際の所在確認につきましては、昨年度の、他県になりますけれども、認定こども園において児童の置き去り事故が発生した等の事情を受けまして、国がガイドライン等を作成し、基準の改正に至ったというところでございます。

電磁的記録につきましては、こちらについても昨今の電磁的記録の活用ということで、保育者、職員の負担軽減という観点から電磁的記録を認めるというところで基準が改正されているということでございます。

食事の提供の搬入施設の適用の拡大についても、自園調理が原則でありますけれども、やはり自園で調理するというのはなかなか設備上でも人員上でも難しいということで、外部搬入を拡大することによって未満児の保育の施設を拡大するような、それにより児童福祉の向上を図れるということで基準の改正がなされているということでございます。

○議長 3番、加藤君。

○3番 よく分かりました。

それで、この条例は今後に向けて、こういう事業者が現れた場合の措置ということなのでしょうけれども、私としては事業者がいないからというわけではないのですけれども、もう少しポイントを絞って説明してもいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告 (15:30)

再開宣言 (15:40)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第12号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第13号 湧別町立認定こども園条例の一部を改正する条

例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、議案第14号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 1点だけお伺いしたいのですけれども、従来の40万8,000円から町の分を合わせて50万円ということなのですけれども、出産費用はきっと上がっていると思うのですけれども、今普通分娩で幾らぐらいかかっているのか。全然異常とかそんなのではなくて、普通の状態で今幾らかかっている状態なのでしょうか。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 ただいま山本議員からご質問がございました出産費用の関係でございます。

御存じのとおり、出産する病院や分娩方法によりまして、それから生まれてくる日時ですね、平日、祝日等によって金額が違いますが、このたびの改正に伴いまして、国のほうで出産費用の全国的な金額を出してございます。その中で全国平均といたしまして45万5,000円、これが全国平均の出産にかかる費用と

なってございます。そのうち東京都が56万6,000円ということで、やはり都心のほうは高い経費となってございます。また、北海道におきましては、平均値といたしまして40万6,000円の出産費用となっておりますので、これらを勘案しまして、今回国が改正を行ったということで聞いてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、檜山君。

○9番 聞き漏らしたのかなと思うのですけれども、40万8,000円が48万8,000円に変わって、そして町のほうで1万2,000円を加算して50万円支給できるよという内容だったと思うのですが、この改正条例の中で施行令36条の規定を勘案し、3万円を上限として加算できると。この3万円までの部分が今回は1万2,000円という内容なのでしょうか。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 ただいま檜山議員からご質問のございました現行の40万8,000円から8万円引き上げまして48万8,000円とする改正内容でございますが、そのうち産科医療補償制度の掛金といたしまして1万2,000円を合わせて50万円という内容をご説明させていただきました。この産科医療補償制度につきましては、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺の赤ちゃんに対しまして看護、介護のために経済的補償として3,000万円が支給される制度となってございます。この現行条例3万円以内ということで、直近のこの1万2,000円につきましては、令和4年1月1日、厚生省の保険課長の通知分によりまして、この掛金を1万2,000円とするという通知に基づきまして、現行は1万2,000円というふうになってございます。それで、条例上は3万円以内となってございますが、この国の通知に基づいて1万2,000円を加算した50万円の出産育児一時金を支給するという内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第21、議案第15号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第15号 湧別町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (なし)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異議なし)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第22、議案第16号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第16号 湧別町営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 町営バスの運行区間を延ばすということで、さざ波までですね。これ路線バスの影響があるので、これは国道を走ってさざ波まで来るのかということと、あとさざ波まで従来の町民が乗る方法というのですか、バス券を使うか、高齢者は今無料ですよね。そういう条件になるのか、確認したいと思います。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 山本議員さんからのご質問にお答えいたします。

運行区間が民間バスと路線がかぶるので、国道を走るのかどうかというようなご質問だったと思うのですけれども、一応民間バスの競合、我々も避けたいという観点から、運行についてはリラ街道を通常走るようにしたいと考えてお

ります。

あと、一般の方の利用の方法ですね、これについては我々もやってみないと分からぬところもあるのですけれども、取りあえず予約便ではありますけれども、一般の方も乗車可能であります。

○議長 10番、山本君。

○10番 今はつきり聞こえなかったのですけれども、何か予約が必要なのですか、それとも普通どおりさざ波に……。

これ、今まで中湧別に止まっていたので、芭露方面からずっと来たら、一回さざ波でストップですよね。また、違う時間にさざ波から出発ということになるバス路線になるのですよね。

それで、聞きたいのは、予約もなくて、一般の人がさざ波から時間のときに芭露に行きたいとか中湧別まで行きたいということであれば乗れるということですか。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 この区間の前提としましては、文化センターTOMからさざ波間につきましては、全便予約便として運行されます。ですから、2日前までに予約をしていただいて、そして乗っていただくということになります。

乗り方としては、例えば無料の乗車券ですとか通常の町営バスの乗り方と同じ乗り方ということになります。

以上でございます。

○議長 10番、山本君。

○10番 今の説明で、バスに乗りたければ2日前に予約をするということの解釈でよろしいのですよね。

それとあと、予約してもなのですけれども、もし中湧別から湧別まで乗るとなった場合に、町のバス券は利用できるのですか。

○議長 町長。

○町長 町営バスの条例改正の説明でございます。

この条例改正の趣旨といいますか、発端になった部分については、現在子供たちが部活動とか少年団活動においてオール湧別でやるものが多くなってきてございます。そういうことで、中湧別でやるもの、湧別でやるものというふうに分かれてきておりまして、現在少年団活動でやっているのが、野球とかバスケットについては湧別でやっていますけれども、どうしても計呂地線については中湧別のTOMで終点となってございまして、もし来るのであれば、また乗換えというような部分があったものですから、地域のほうからも乗換えなしで小学生が行けるように湧別まで何とか考えていただけないかというような要望がありまして、現在実際問題として中湧別でTOMで終わっているのですけれ

ども、車庫については湧別という部分もあって、車は走っておりますので、その区間を、基本的には民間路線との併用を避けるようにリラ街道を走ってさざ波まで運行するということでありまして、あくまでもこれは全便予約便ということで、前もって予約していただいて運行するというように考えてございます。

一般の方についても、当然予約があれば乗ることは可能だということありますし、乗り方においても町営バスは65歳以上、基本的にただ、お金かかっておりませんので、そういう形の中で利用することは可能だということでありまして、基本的には子供たちの部活動、少年団活動の普及促進を図るためにこのバス路線の時間を変えて、路線間を変えて、今回運用したいという改正でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第23、議案第17号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第17号 公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて。

○議長 提案者の説明を求めます。

教育総務課長。

(教育総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第24、議案第18号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第18号 町道の路線廃止について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第25、議案第19号から日程第26、議案第20号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第19号 湧別町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

議案第20号 湧別町の字の区域の変更について。

○議長 提案者の説明を求めます。

水産林務課長。

(水産林務課長提案理由説明)

○議長 これから議案第19号から議案第20号までについて質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第19号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第20号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたしたいと思います。

明日は午前10時から再開いたします。これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することといたします。

明日は、午前10時から再開することに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 宣 告 (16 : 27)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であること
を証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 下田葉人

湧別町議会 議員 三河井純一